

令和3年1月18日

令和2年度 第3回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料4

令和3年度 福岡支部事業計画（案）について

令和3年度 事業計画（福岡支部）（案）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において課題を丁寧に説明した上で、保険料率に関する議論を適切に実施する。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を適切に実施する。 <p>○サービス水準の向上</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">■ KPI : ①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 <p>○限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTで議論し、調査の必要なものについて事業主への立入検査を行う。また、不正の疑われる申請については重点的に審査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。

○効果的なレセプト内容点検の推進

■ KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする

（※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする【新】

- ・ レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、内容点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金における原審査の査定率向上のため、再審査結果に基づいた情報提供を積極的に行うなど、支払基金との連携および関係強化に努める。

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

■ KPI : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 医師の再同意書の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

■ KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 保険証の未返納が多い事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7%以上とする</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 ・ 事業所から被扶養者資格の確認書を確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>○業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付等の業務処理手順書に基づく標準的な業務処理体制を定着させ、効率的な審査業務を徹底し、正確性と迅速性を高める。
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 加入者の健康度の向上</p> <p>II 医療等の質や効率性の向上</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <p>○第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取り組みを着実かつ効果的、効率的に実施する。

- ・ 6 か年計画である第 2 期保健事業実施計画の前半の取り組みの評価（中間評価）に基づき、PDCA サイクルを確実に回していくため、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」等の各種分析ツールを活用して取り組みの実効性を高める。

上位目標：糖尿病による新規人工透析患者を 2015 年度から 5%減らす。

中位目標：①糖尿病・高血圧症未治療者の病院受診率を 6.6%（2015 年）から 12.0%（2023 年）に上げる。

②メタボリックシンドローム該当者（男性_被保険者_40-64 歳）の割合を 21.1%（2015 年）から 18.7%（2023 年）に減少させる。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を 56.3%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 11.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 27.4%以上とする

- ・ 特定健診実施率向上を図るため健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的に働きかける等効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業者健診データの取得促進に向けて、労働局および関係団体等との連携強化を図る。
- ・ 被保険者及び被扶養者の同時受診（夫婦での受診等）等集団健診の充実を図り、実施地域・会場数を拡大して受診率の向上を目指す。

被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：746,578 人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 56.3%（実施見込者数：420,000 人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 11.0%（取得見込者数：82,000 人）

被扶養者（実施対象者数：210,089 人）

- ・ 特定健康診査 実施率 27.4%（実施見込者数：57,500 人）

〈被保険者・生活習慣病予防健診〉

- ・ 事業所に健診案内等を一齐送付する際に、がん検診の有効性等を分析（早期発見とそうでない場合の5年相対生存率の比較等）したチラシを同封して事業主及び被保険者の健診に対する意識向上を図り、健診受診を促す。
- ・ 対象者が多い新規適用事業所に対しては、健診受診勧奨文書の送付後に架電による受診勧奨を併せて行う。
- ・ 小規模事業所の被保険者等、個人へのアプローチが有効だと見込まれる対象者に対しては、自宅に直接受診勧奨文書を送付する。
- ・ 事業者健診データの提供事業所に保健指導に関する文書を送付する際、生活習慣病予防健診を案内するチラシを同封して次年度の切り替えを促す。また、事業者健診データ提供事業所への訪問による保健指導の際に保健師等より生活習慣病予防健診を案内するよう徹底する。

〈被保険者・事業者健診データ取得〉

- ・ 県および労働局との連名通知による効果的な勧奨事業を実施し、データ提供同意事業所の拡大を図る。
- ・ 新規データ提供の勧奨からデータ納品まで含めた包括的な業務の外部委託により取り組みの強化を図る。
- ・ 大規模事業所等、実施率への影響が大きい事業所に対し、職員による訪問等、効果的な勧奨を行う。

〈被扶養者・特定健診〉

- ・ 県内全市町村と連携したがん検診（市町村主催）と特定健診（協会主催）の同時実施（コラボ健診）を活用し、受診を促進する。
- ・ 協会主催の集団健診について、ショッピングモール等、より利便性が高く受診者数の増加が見込める会場の確保や婦人がん検診をセットにした女性限定のレディースデイの日程拡大等により受診を促す。
- ・ 集団健診の受診勧奨文書は、ナッジ理論を活用した文面とし、加入者の受診意識を喚起する。
- ・ 事業所に生活習慣病予防健診等の案内を発送する際に使用する封筒に被扶養者の特定健診の受診案内を掲載し、事業主の特定健診に対する意識を向上させ、受診率の向上につなげる。

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を 22.1%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 20.2%以上とする

- ・ 保健指導実施率を向上させるため、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診・保健指導委託機関における健診当日の初回面談を促進する。

被保険者（特定保健指導対象者数： 90,360 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 22.1%（実施見込者数： 20,000 人）

被扶養者（特定保健指導対象者数： 4,945 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 20.2%（実施見込者数： 1,000 人）

〈被保険者・協会保健師等実施分〉

- ・ 協会保健師等の事業所訪問による保健指導においては、事業所の健康づくりの推進に協力、連携することで、事業所の健診担当者との良好な関係構築に努め、継続率の向上を図る。
- ・ 健康宣言事業所に対し、特定保健指導の確実な実施を徹底する。大規模事業所に対しては、職員による訪問等、効果的な勧奨を行う。
- ・ 保健指導実施者研修会において、特定保健指導の質の向上を図るとともに要治療者への受診勧奨スキルの強化を図り、特定保健指導対象者の減少につなげる。

〈被保険者・外部委託実施分〉

- ・ 健診委託機関のうち特定保健指導未委託機関との新規契約を進め、特定保健指導利用者の拡大を図る。
- ・ 健診・保健指導委託機関における健診当日の初回面談（検診車実施分含む）実施拡大や継続率・改善率の向上のため、グループワーク等の情報共有の機会を設け、他機関の成功事例の共有、効率的な利用勧奨や効果的な保健指導のためのスキルアップを支援する。

- ・ 対象者数に対して初回面談実施者数が少ない委託機関および巡回健診での実施割合が高い委託機関については、重点的に実施者数向上のためのサポートを実施する。
- ・ ICT等を活用した特定保健指導について、専門機関に利用勧奨および実施を業務委託し、事業者健診受診者分も含めて利用者の拡大を図る。
- ・ 特定保健指導継続支援におけるフォローアップ検査（中間評価時の血液検査）を推進し、特定保健指導実施率の向上を図る。
- ・ 加入事業所と産業医契約している委託機関に対し、契約先事業所に特定保健指導利用を働きかけるよう要請することで保健指導の利用拡大につなげる。
- ・ 保健指導推進経費を活用した報奨金の仕組みについて、大手委託機関に周知することで実施努力を促し、実施率の向上につなげる。
- ・ 特定保健指導の継続支援について引き続き外部委託を推進し、支援手法の工夫や支援時間帯の拡大により継続率や改善率の向上を図る。

〈被扶養者〉

- ・ 健診当日の特定保健指導が実施可能な個別契約を締結し、市町村のがん検診と特定健診の同時実施やショッピングモール等の集団健診を受診した被扶養者に対して、特定保健指導を実施する。

iii) 特定保健指導該当者の減少

- ・ 前年度の特定保健指導該当者に対して、生活習慣改善など行動変容を促すための通知を今年度の健診前に送付し、特定保健指導レベルの改善につなげる。
- ・ 対象者を減量目標値や年齢等により階層化し、対象者に合わせた通知を実施する。また、これまでの実施結果等を踏まえ、通知内容の見直しを行うなど、当該取り組みの実効性を高める。

iv) 重症化予防対策の推進

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.0%以上とする

- ・ 未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていく取り組みを強化する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

〈未治療者に対する受診勧奨〉

- ・ すべての一次勧奨対象者に文書及び電話勧奨を実施し、受診勧奨後3か月以内の医療機関受診につなげる。
(勧奨実施予定件数 18,922人、医療機関受診者数目標 2,460人)。
- ・ 受診勧奨対象者への健診当日の受診勧奨を強化するよう、健診機関に対し働きかけを行う。
- ・ 未治療者が多数いる事業所に対しては、訪問や文書による勧奨等の個別対応を行う。

〈糖尿病性腎症に係る重症化予防事業〉

- ・ 市町村やかかりつけ医との連携等により、重症化予防事業プログラムによる取り組みを継続して実施するとともに、実施市町村の拡大を図る。

v) コラボヘルスの推進

■ KPI：健康宣言事業所数を3,333事業所以上とする。【新】

〈健康宣言事業所数の拡大〉

- ・ 福岡県と共同実施をしている「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」(以下、「健康宣言」という。)について、県との連携を一層強化し、各種広報媒体の活用及び職員・外部委託による事業所への訪問・架電等の実施により健康宣言事業所数の拡大を図る。また、各種業界団体等への働きかけを積極的に実施することで、健康宣言事業の普及・拡大につなげる。

〈健康宣言事業所における取り組みの質の向上〉

- ・ 「健康宣言」登録後の事業所へ保健師等の専門職を「健康づくり実践アドバイザー」として派遣し、健康づくりの取り組み等について専門的知識を活かした支援を行う。また、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)等の見える化ツールや健康づくり取組事例集等を活用することで、各事業所における健康課題を踏まえた取り組みの実施につなげる。専門職の派遣については、支部直営保健師等に加え、福岡県との連携により実施する。

- ・ 健康宣言実施事業所のうち、健診受診率等の認定基準を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」として認定する。またその内、職場内における健康づくりに対する取り組み状況が特に優良であると認められる事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定する。これにより、健診受診率等の向上及び事業所における健康づくりの取り組みの促進を図る。
- ・ 健康づくり情報（イベント、セミナー、自治体等が配信する運動や食事に関する情報等）の提供や健康測定機器の貸与などの健康宣言にかかるインセンティブを強化することで、健康づくりの取組の促進とともに、加入者のヘルスリテラシーの向上を図る。
- ・ 福岡労働局等関係団体との共同によるメンタルヘルス対策セミナーを開催し、メンタルヘルス予防対策の推進を図る。
- ・ 健診データ等を活用し、健康宣言実施事業所の経年変化や未宣言事業所との比較など健康宣言事業の効果検証を行い、今後の取り組みの策定につなげる。

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

■ **KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48%以上とする**

〈加入者・事業主への情報発信〉

- ・ 各種広報媒体を活用し、加入者・事業主の健康づくりや健康保険制度に関する情報とともに、協会の概要や財政状況、医療費適正化の取組等について積極的に情報発信する。また、広報誌等の作成にあたっては、アンケート等に基づくニーズも踏まえつつ、読みやすく理解しやすい掲載内容とする。
- ・ 事業所ごとの健康づくり等に関する指標（健診受診率、ジェネリック医薬品使用割合等）やナッジ理論等を活用したり一フレットを活用することで、加入者・事業主の行動変容を促し事業所内の各種取り組みの促進を図る。

〈インセンティブ制度の着実な実施〉

- ・ インセンティブ制度の仕組みや意義とともに、当該制度における評価指標の令和2年度実績や保険料率への影響等を理解していただけるよう、加入者・事業主へ積極的に情報発信する。

〈医療費適正化のための啓発事業「かべ新聞コンクール」〉

- ・ 福岡県や福岡県教育委員会の協力のもと、福岡県内の小学生を対象に「健康や医療費」を主テーマとしたかべ新聞コンクールを実施する。家族全体で健康や医療費について考えるきっかけづくりをすることで、次世代層のみならず現役世代の健康づくりや医療費適正化にかかる意識の向上を図る。

〈健康保険委員への情報発信〉

- ・ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を県内の地域ごとに開催する。これまでのアンケートの集計結果等に基づき、ニーズに合わせた健康保険制度の周知及び健康増進に関する情報の発信を実施する。
- ・ 健康保険委員向け広報誌「KENPO'S 通信」を年4回以上発行し、健康保険委員へのタイムリーな情報提供を図る。

〈健康保険委員委嘱者数拡大を図る取り組み〉

- ・ 健康保険委員未委嘱事業所に対し、職員・外部委託による事業所訪問・架電等による委嘱勧奨を実施する。勧奨方法は、事業所規模やこれまでの勧奨履歴等を踏まえ、効果的かつ効率的な方法を選定する。
- ・ 関係機関が開催するセミナーや年金委員研修会等、様々な機会をとらえた委嘱勧奨を実施する。

〈健康保険委員表彰の実施〉

- ・ 健康保険事業の推進及び発展のために尽力された健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員活動の活性化を図る。

○医薬品の適正使用を通じた医療費適正化〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

■ KPI：福岡支部における令和4年3月のジェネリック医薬品使用割合を81.0%以上とする

〈ジェネリック医薬品の使用促進〉

- ・ 事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、事業所への訪問・架電等によりジェネリック医薬品に関する情報提供を行うとともに、ジェネリック希望シールの普及拡大を図ることで、使用促進につなげる。
- ・ ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知の送付とともに、当該取り組みの実効性を高めるため、各種広報媒体を活用したタイムリーな広報を実施する。

- ・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」や「医薬品実績リスト」等を活用し、医療機関・調剤薬局におけるジェネリック医薬品への切り替えの促進に資する情報提供を実施する。
- ・ ジェネリック医薬品分析データ等を活用した現状分析（地域・年齢別など）を行い、支部の課題や優先順位等を踏まえた施策の実施につなげる。
- ・ 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信し、県及び福岡県薬剤師会と連携を図り、使用促進の取り組みを効果的に進める。

〈薬剤師会と連携した医薬品適正使用促進事業〉

- ・ 県薬剤師会と連携し、同一薬効の医薬品を同一保険薬局から重複して受けている者がいる保険薬局に対して、重複服薬者に関する情報提供（通知）を実施する。薬局薬剤師による服薬状況の確認を促すことで、重複服薬による有害事象発生の抑制及び医療費適正化を図る。
- ・ 令和2年度の実施結果を踏まえ、通知内容等にかかる見直しを行い、当該取り組みの実効性の向上を図る。

○肝炎ウイルス対策事業について〈Ⅱ〉

- ・ 厚生労働省の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、肝炎ウイルス患者等の肝がんへの移行（重症化）を防ぐことを目的に、以下の取り組みを実施する。

- ①B型・C型肝炎ウイルス検査の受検促進（契約健診機関の理解と協力体制の強化、ソーシャルマーケティングの手法を活用した受検勧奨）
- ②陽性者の受診・受療の推進（福岡県・拠点病院との連携及び厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室への協力）

○地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅱ、Ⅲ〉

■ KPI：効果的・効率的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想調整会議等において、協会における医療データ等の分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域差やその要因等とともに、「上手な医療のかかり方」について、ホームページ等を活用して、加入者や事業主へ情報発信を実施する。
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>○人事制度の適正な運用と適切な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事制度の適正な運用に向け、幹部職員は特にグループ長補佐に対して、人事制度における役割定義を十分意識させるとともに、様々な機会を通じて、管理職としての業務運営ならびにマネジメント能力の向上を図る。 ・ 各グループの業務効率化を進めるとともに、適切な人員配置を実施する。 <p>○人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度において、組織の目標・役割定義を意識した個人目標の設定、評価期間中の適切な指導、人材育成に繋がる評価結果のフィードバックを適正に運用することで、組織全体の目標達成につながる好循環を構築する。 <p>○OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJT を中心としつつ、本部主催の研修（業務別・階層別・テーマ別など）や支部の課題や実情を踏まえた支部独自研修、オンライン研修などを効果的に組み合わせることで、組織基盤の底上げ及び戦略的保険者機能の発揮に向けた人材の育成につなげる。 <p>○支部業績評価への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価にかかる評価項目を支部事業計画における KPI とともに常に意識し、組織目標を達成するための取り組みを着実に進める。 <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>○内部統制の強化</p>

- ・ 協会けんぽの内部統制基本方針に従い、リスク管理やコンプライアンスの徹底を図るとともに、自主点検等を計画的に実施することで内部統制の強化を着実に進める。

○リスク管理

- ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

○コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守を徹底および意識の向上を図るために、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施する。
- ・ 定期的又は随時にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの推進を図る。

Ⅲ) その他の取組

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。
- ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。